

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 八 月 一 日

目 次

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員^ハの公務災害補償等に関する条例に基づき知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

ページ

告 示

岐阜県告示第三百五十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員^ハの公務災害補償等に関する条例に基づき知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和七年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和七年八月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表常時介護を要する状態の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

令和七年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社